

居宅療養管理指導 重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、指定居宅療養管理サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人新生会 いしいケア・クリニック
介護保険指定 事業者番号	3510812716
事業所所在地	山口県岩国市麻里布町 3丁目5-5
連絡先	電話 0827-29-0114 FAX 0827-29-0707

2 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人新生会いしいケア・クリニックが実施する指定療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援にある者に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
運営の方針	要介護者が自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対してその居宅を訪問して心身の状況や環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。また他のサービス機関との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜から土曜日までとする。ただし、国民の祝日・12月31日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後5時までとする。

4 職員体制及び職務内容

医師	常勤医師 (3名以上)
職務内容	1 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。 2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うように努めます。 3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。

5 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6 苦情処理の対応について

利用者又はその家族は提供されたサービス等に不満がある場合は、いつでも苦情を申し立てることができます。

【苦情申し立ての窓口】

いしいケア・クリニック	岩国市麻里布町3丁目5-5
	電話番号 0827-29-0114
	対応時間 午後1時00分～午後5時00分（土 日祝祭日を除く）
	担当者 清水 雅子
岩国市福祉政策課指導監査室	岩国市今津町1丁目14-51
	電話番号 0827-29-5072
	対応時間 午前8時30分～午後5時15分（土 日祝祭日を除く）
山口県国民健康保険団体連合会	山口市大字朝田 1980-7
	電話相談 083-995-1010
	対応時間 午前9時～午後5時（土 日祝祭日を除く）

【高齢者全般の相談受付機関】

岩国第一地域包括支援センター （川下、愛宕）	岩国市牛野谷町2丁目12-38
	電話番号 0827-34-1577
	対応時間 午前8時30分～午後5時15分（土 日祝祭日を除く）
岩国第三地域包括支援センター （灘、通津）	岩国市藤生町1丁目17-26
	電話番号 0827-34-1313
	対応時間 午前8時30分～午後5時15分（土 日祝祭日を除く）
岩国市地域包括支援センター （第1班） （麻里布、東、装港、柱島、小瀬）	岩国市室の木町3丁目1-11
	電話番号 0827-24-3781
	対応時間 午前8時30分～午後5時15分（土 日祝祭日を除く）
岩国市地域包括支援センター （第2班） （平田、北河内、南河内、岩国、 藤河、御庄、師木野）	岩国市室の木町3丁目1-11
	電話番号 0827-24-3700
	対応時間 午前8時30分～午後5時15分（土 日祝祭日を除く）
岩国市地域包括支援センター （第4班玖珂） （玖珂）	岩国市玖珂町4933-2
	電話番号 0827-82-0368
	対応時間 午前8時30分～午後5時15分（土 日祝祭日を除く）
岩国市地域包括支援センター （第3班） （由宇）	岩国市由宇町中央1丁目10-11
	電話番号 0827-63-3113
	対応時間 午前8時30分～午後5時15分（土 日祝祭日を除く）

7 虐待防止について

利用者の虐待防止等のために行う必要な措置	1 事業所は、虐待防止に関する担当者を選定します。 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。 3 事業所における虐待防止のための指針を整備します。 4 従業者に対し、定期的な研修を開催します。 5 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに関係機関と連携を図ります。
----------------------	--

8 感染症等の予防及びまん延防止について

衛生管理について	1 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。 2 感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。 3 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備します。 4 従業者に対し、定期的な研修及び訓練を実施します。
----------	---

9 業務継続に向けた取組について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 ハラスメント防止対策について

事業所は、従業員の安全確保として安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向けて取り組んでいます。

特に性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える次の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- ④サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること

尚、ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じ、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、利用契約の解除等の措置を講じます。

11 指定居宅療養管理指導の利用料、利用者負担額について

居宅療養管理指導費（Ⅱ）（月2回まで）	単一建物居住者が10人以上	260円
	単一建物居住者が2～9人	287円
	単一建物居住者が1人	299円
（1割負担の場合）		

※一定以上の所得がある方は、2割、3割負担となることがあります。

利用料金の支払い方法

毎月月末締めとし、翌月に当月分の請求を致しますので、次の方法によりお支払をお願いいたします。

◆ 山口銀行から自動引き落とし	引落日・・・毎月15日
◆ 山口銀行に振込み	
◆ 郵便局から自動引き落とし	引落日・・・毎月15日 再振替日・・・25日
◆ JA(農業協同組合)から自動引き落とし	引落日・・・毎月15日
◆ クリニック窓口	現金でのお支払い

12 緊急時の対応について

【緊急時連絡先】

緊急時専用電話番号

0827-23-0605

1) サービス提供中に、容態の変化等緊急を要する場合には速やかに対応いたします。

2) 緊急時の連携医療機関

岩国市医療センター医師会病院

いしい記念病院

13 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族等に関する秘密の処理について	1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 2 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。 2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

14 上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき説明を行いました。

重要事項説明年月日	年 月 日
説 明 者	氏 名
事 業 所	山口県岩国市麻里布町3丁目5-5
	医療法人新生会 いしいケア・クリニック
	院 長 原田 唯成 (印)

上記の内容の説明を受け、了解しました。

	年 月 日
利 用 者	住 所
	氏 名

代 理 人	住 所
	氏 名